

令和 8 年 3 月

お客さま各位

山形信用金庫

## 当座勘定規定（一般用）の一部改定のお知らせ

平素は山形信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、手形帳・小切手帳の発行受付終了に伴い、以下のとおり、当座勘定規定（一般用）規定を改定いたします。

今後も社会情勢の変化に対応しながら、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、各種サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 1. 改定となる預金規定

当座勘定規定（一般用）

### 2. 改定日

令和 8 年 4 月 1 日（水）

### 3. 主な改定内容

手形用紙・小切手用紙の発行（請求）に係る文言の削除

### 4. お客さまへのお願い

お早めに電子的決済サービス等への移行をお願いいたします。

代替サービスについては、お取引店までお問い合わせください。

当座勘定規定（一般用）

改定後	改定前
<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定（一般用）</b></p> <p><b>8.（手形、小切手用紙等）</b>                      （1）～（4）＜省略＞                      （5）払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。                      （6）～（7）＜省略＞</p> <p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p>右記「8.」削除</p> <p><b>8.</b> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p>右記「10.」削除</p> <p><b>10.</b> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p>右記「8.」削除</p> <p><b>8.</b> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>当座勘定規定（一般用）</b></p> <p><b>8.（手形、小切手用紙等）</b>                      （1）～（4）＜省略＞                      （5）<u>手形用紙、小切手用紙の請求または</u>払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。                      （6）～（7）＜省略＞</p> <p style="text-align: center;"><b>約束手形用法</b></p> <p><b>8.</b> <u>手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p><b>9.</b> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p style="text-align: center;"><b>為替手形用法</b></p> <p><b>10.</b> <u>手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p><b>11.</b> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p> <p style="text-align: center;"><b>小切手用法</b></p> <p><b>8.</b> <u>小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p><b>9.</b> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

以 上